健生食監発1001第２号
感感発 1001 第 1 号
令和８年 10 月 1 日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特別区) 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（ 公印省略 ）

A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A型肝炎について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第１項の規定に基づく医師の届出による患者報告数は、2026年は第37週においてすでに285例となっており、2020年以降の同時期と比較して最も多くなっています。

従来、「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成22年4月26日付け健感発第0426第２号食安監発0426第４号）等に基づき、患者の糞便検体の確保や感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を速やかに実施していただくことについて、特段の御配慮をお願いしているところです。最近のA型肝炎患者の届出状況に鑑み、引き続き、A型肝炎の患者発生届を受理した場合はウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の血清又は糞便検体の確保に努めていただき、ウイルス株の分子疫学的手法による解析並びにライブラリーとの照合を行うため国立感染症研究所への検体あるいは塩基配列情報等の送付について一層の御配慮をよろしくお願いします。

なお、「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成31年２月６日付け健感発0206第１号・薬生食監発0206第２号）は本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

また、国立感染症研究所の連絡先については、組織統合に伴い以下のとおり変更がございましたので、ご留意をお願いいたします。

国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所ウイルス第二部第五室
（担当：鈴木亮介、清原知子）
電話番号：042-561-0771（村山キャンパス）
メールアドレス：suzuki.ry@jihs.go.jp，kiyohara.t@jihs.go.jp